

表3 介護保険料(第1号被保険者:普通徴収)

(単位:円)

年度	段階区分	第1期 (7月)	第2期 (8月)	第3期 (9月)	第4期 (10月)	第5期 (11月)	第6期 (1月)	第7期 (12月)	第8期 (2月)	年間 保険料
平成13年度	第1段階	1,300	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	13,300
	第2段階	2,000	1,500	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	20,000
	第3段階	2,600	2,000	2,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	26,600
	第4段階	2,800	2,500	2,500	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	33,300
	第5段階	3,500	3,000	3,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	40,000
平成14年度	第1段階	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	17,700
	第2段階	3,500	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	26,600
	第3段階	4,700	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	35,500
	第4段階	5,900	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	44,400
	第5段階	7,100	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	53,300

※口座振替を利用している方の領収書は、年度末の3月にまとめて発行します。

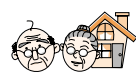
からはその特別措置が終了するため、保険料は本来の額に戻った結果、今まで納めていた額より高くなりました。次にお尋ねのありました鶴代さんの保険料の支払方法についてお答えしましょう。

普通徴収の方は、納期ごとに保険料

を支払うことが確かに面倒かも知れませんが、また、支払いをうっかり忘れてしまわないかと気にもなります。

こういった方には、便利な口座振替がありますので、ぜひご利用ください。手続きは市役所の窓口のほか、郵便局や銀行などの金融機関で直接申し込むこともできます(介護保険料の納入通知書、印鑑、預・貯金通帳を持参してください)。

疲れてしまいました。いま介護サービスが必要です



これまで平穩に暮らしていた亀吉さんと鶴代さん。ある日、近ごろ体調が良くないと漏らしながらも、なかなか病院に行こうとしなかった亀吉さんが突然、倒れてしまいました。

数カ月を経て退院しましたが、日常生活を送る上で介護が必要になってしまいました。

健康で気丈な鶴代さんは、入院中から退院後も一生懸命に亀吉さんの介護に努めてきました。しかし、食事の支度や着替え、入浴、排せつ、通院の世話など、精神的にも、肉体的にも鶴代さんの疲労は大きくなるばかり。近ごろは、体がひどく疲れているのに、今後の生活をよくよ考え込んでしまい、不安で良く寝付けません。自分一人だけで夫の面倒をみることに、鶴代さんはすっかり自信が持てなくなってしまいました。

鶴代さんは、離れて暮らす娘さんにも相談しました。娘さんは、夫や子ど

もと話し合い、「一緒に暮らそう」と言ってくれました。

しかし、夫と共に働きながら家族の世話をしている娘さんに介護する余裕はあるのでしょうか。娘さんは仕事を続けることができるのでしょうか。介護疲れからくる家庭への影響も心配。

一緒に暮らすにはある程度の住居の広さも必要です。住宅事情が厳しい都会に暮らす娘さんの世帯はマンション住まい。決してゆとりのある広さとはいえません。娘さんの家族への気兼ねもあります。それに、住み慣れた登別を離れたくないです。ここには友人もたくさんいるのです。

あれこれ悩んでいたある日、鶴代さんは、夫が通院している病院のソーシャルワーカーから介護が必要かどうかの認定(要介護認定)を受けることを勧められました。

しかし、夫は体の自由が利かないので、市役所へ申請に行くことができません。鶴代さんは、困ってしまいました。

介護が必要と感じたらお気軽にご相談を



介護が必要だと感じたら、在宅介護支援センターや市の介護保険室の窓口へ、お気軽にご相談ください。

それでは、要介護認定の申請からサービスを利用するまでの流れを説明しましょう。

下欄をご覧ください。『申請』の後、『訪問調査』『審査・判定』『認

介護が必要だと感じたら...

1. 申請

市役所の介護保険室の受付窓口へ、介護認定の申請をしてください。
■申請は本人や家族のほか、居宅介護支援事業所や介護保険施設に代行してもらうこともできます。申請に来られない場合には、訪問調査時に申請することもできますので、電話でお知らせください。

2. 訪問調査

調査員がご自宅に伺い、心身の状況などを調査します。
■訪問調査とあわせ、主治医からの身体状況についての意見書が必要となります(意見書の依頼は、介護保険室が行い、費用は市が負担)。

3. 審査・判定

「介護が必要かどうか」、「どの程度必要か」を審査・判定します。
■介護が必要かどうか、また、どれくらいの介護が必要か(要介護度の審査・判定は、2段階(訪問調査の結果をもとに行うコンピュー